令和5年9月1日提出

今治市議会定例会(第4回)議案

今治市議会定例会(第4回)議案目次

番号	件名	ページ
議案67	令和 5 年度 今治市一般会計補正予算(第 3 号)	別冊
議案68	今治市公民館条例等の一部を改正する条例制定について	I
議案69	今治市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	9
議案70	しまなみ総合庁舎建設工事の内建築工事請負契約の締結について	21
議案71	伯方支所跡地活用事業公民館・体育館等整備に係る工事請負契約の締結	23
	について	
議案72	内港大通線(万橋)改修工事請負契約の締結について	25
議案73	財産の処分について(伯方支所跡地)	27
議案74	今治市辺地総合整備計画の変更について	33
議案75	令和4年度 今治市水道事業決算の認定について	39
議案76	令和4年度 今治市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	41
議案77	令和4年度 今治市簡易水道事業決算の認定について	43
議案78	令和4年度 今治市工業用水道事業決算の認定について	45
議案79	令和4年度 今治市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分につい	47
	τ	
議案80	令和4年度 今治市公共下水道事業決算の認定について	49
報告 9	専決処分について	51
	・損害賠償額の決定及び和解について	53

	・損害賠償額の決定及び和解について	55
	・今治市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定について	57
	・損害賠償額の決定及び和解について	61
	・損害賠償額の決定及び和解について	63
	・今治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する	65
	基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	
	・今治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	85
	の一部を改正する条例制定について	
報告10	公営企業資金不足比率について	89

今治市公民館条例等の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和5年9月1日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理由」

伯方支所跡地活用事業の実施に伴い、今治市伯方公民館、今治市営伯方木浦体育館及び今 治市営伯方木浦グランドを廃止しようとするもの。

- 2 -

今治市公民館条例等の一部を改正する条例

(今治市公民館条例の一部改正)

第1条 今治市公民館条例(平成17年今治市条例第81号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「、伯方公民館」を削る。

別表第1今治市伯方公民館の項を削る。

別表第2中第8項の表を削り、第9項の表を第8項の表とする。

(今治市営体育館条例の一部改正)

第2条 今治市営体育館条例(平成17年今治市条例第112号)の一部を次のように改正する。

別表第1今治市営伯方木浦体育館の項を削る。

別表第3伯方木浦体育館の項を削る。

(今治市営スポーツランド条例の一部改正)

第3条 今治市営スポーツランド条例(平成17年今治市条例第113号)の一部を次のように改正する。

別表第1今治市営伯方木浦グランドの項を削る。

別表第2中「今治市営伯方木浦グランド」を削る。

別表第6中「伯方木浦グランド、」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに発生した伯方公民館に係る使用料については、改正前の今 治市公民館条例の規定は、なおその効力を有する。
- 3 この条例の施行の日の前日までに発生した伯方木浦体育館に係る使用料については、改正前 の今治市営体育館条例の規定は、なおその効力を有する。
- 4 この条例の施行の日の前日までに発生した伯方木浦グランドに係る使用料については、改正 前の今治市営スポーツランド条例の規定は、なおその効力を有する。

(今治市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正)

5 今治市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成18年今治市条例第60号) の一部を次のように改正する。

別表今治市体育施設指定管理者選定審議会の項中「、今治市営伯方木浦体育館」及び「、今治市営伯方木浦グランド」を削る。

第1条による今治市公民館条例改正条項新旧対照表

新

(使用料の納付)

第7条 使用者は、中央公民館、朝倉公民館、玉川公民館、波方公民館、大西公民館、菊間公民館、宮窪公民館 又は大三島公民館を使用するときは、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

2 略

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
略	
今治市宮窪公民館	今治市宮窪町宮窪2669番地
今治市大三島公民館	今治市大三島町宮浦5708番地

別表第2(第7条関係)

1~7 略

 _	 	_	_	
• •	 			

8 大三島公民館使用料

表 略

備考 略

(使用料の納付)

第7条 使用者は、中央公民館、朝倉公民館、玉川公民館、波方公民館、大西公民館、菊間公民館、宮窪公民館、伯方公民館又は大三島公民館を使用するときは、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

2 略

別表第1(第2条関係)

名称	位置
略	
今治市宮窪公民館	今治市宮窪町宮窪2669番地
今治市伯方公民館	今治市伯方町木浦甲1234番地
今治市大三島公民館	今治市大三島町宮浦5708番地

別表第2 (第7条関係)

1~7 略

8 伯方公民館使用料

	使用時間帯	8:30~	12:30~	<u>17:30∼</u>	8:30~	12:30~	8:30~	超過料金			
		12:30	17:30	<u>21:30</u>	<u> 17:30</u>	<u>21:30</u>	21:30	(1時間			
区分								<u>につき)</u>			
大ホール		円	円	<u>円</u>	<u> </u>	<u> </u>	円	<u>円</u>			
		<u>1, 100</u>	<u>1, 100</u>	<u>2, 200</u>	<u>2, 200</u>	<u>3, 300</u>	<u>4, 400</u>	<u>600</u>			
第1研修室		<u>600</u>	<u>600</u>	<u>1, 100</u>	<u>1, 100</u>	1, 600	2, 200	<u>300</u>			
第2研修室		<u>600</u>	<u>600</u>	<u>1, 100</u>	<u>1, 100</u>	1, 600	2, 200	<u>300</u>			
和室		<u>600</u>	<u>600</u>	<u>1, 100</u>	<u>1, 100</u>	1, 600	2, 200	<u>300</u>			
摘要 ガス使	摘要 ガス使用の場合は、2時間につき600円を加算する。										

9 大三島公民館使用料

表 略

備考 略

第2条による今治市営体育館条例改正条項新旧対照表

新						旧							
別表第1 (第2条関係)						別表第1 (第2条関係)							
	名称			位置				名称			位置	<u>로</u>	
略							略						
今治市営	菊間コミ	ミュニ	今》	台市菊間町	丁浜812番		今治市営	菊間コミ	// Г	今泊	治市菊間	叮浜812番	
ティホー	ル		地				ティホー	ル		地			
				. <u>.</u>			<u>今治市営</u>	伯方木?	<u> </u>	<u>今</u> :	治市伯方	町木浦乙	
							<u>館</u>			<u>331</u>	番地2		
今治市営	伯方武道	鱼場	今》	台市伯方日	町木浦甲		今治市営	伯方武道	道場	今	治市伯方	町木浦甲	
			359	9番地 6		İ				359	9番地 6		
略							略						
別表第3	(第9条	、第	17条	の4関係)			別表第3(第9条、第17条の4関係)						
施設名称	施設区	使用即	寺間	施設使用	照明施設		施設名称	施設区	使用時	間	施設使用	照明施設	
	分			料	使用料			分			料	使用料	
略							略						
菊間コミ		1時間	ま	100円	200円		菊間コミ		1時間	ま	100円	200円	
ュニティ		でごと	こに				ュニティ		でごと	にに			
ホール							ホール						
							<u>伯方木浦</u>		1時間	<u>ま</u>	100円	200円	
							体育館		でごと	: <u>に</u>			
伯方武道		1 時間	ま	310円			伯方武道		1時間	ま	310円		
場		でごと	こに				場		でごと	にに			
略							略						
備考	備考略					備考	烙						

第3条による今治市営スポーツランド条例改正条項新旧対照表

兼	f	[日
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係))
名称	位置	名称	位置
略		略	
今治市営伯方S・Cパー	今治市伯方町叶浦甲	今治市営伯方S・Cパー	今治市伯方町叶浦甲
ク	1668番地32	<u>ク</u>	1668番地32
		今治市営伯方木浦グラ	今治市伯方町木浦甲
		ンド	1157番地 2
今治市営伯方北浦グラ	今治市伯方町北浦甲	今治市営伯方北浦グラ	今治市伯方町北浦甲
ンド	2313番地	ンド	2313番地
略		略	
別表第2(第3条関係)		別表第2(第3条関係)
名称	施設	名称	施設
略		略	
	グランド	今治市営伯方木浦グラ	グランド
		<u>ンド</u>	
今治市営伯方北浦グラ		今治市営伯方北浦グラ	
ンド		ンド	
今治市営伯方伊方グラ		今治市営伯方伊方グラ	
ンド		ンド	
略		略	
別表第6(第9条、第	18条の4関係)	別表第6(第9条、第	18条の4関係)
施設名 施設区分	使用時間 使用料	施設名 施設区分	使用時間 使用料
略		略	
グランド	1時間ま 130円	伯方木浦 グランド	1時間ま 130円
	でごとに	グラン	でごとに
伯方 夜間照明	月施 1 時間ま 360円	ド、伯方 夜間照り	明施 1 時間ま 360円
北浦グラ 設	でごとに	北浦グラ 設	でごとに

ンド、伯	ンド、伯
方伊方グ	
ランド	ランド
略	略
備考略	備考略

-8-

今治市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和5年9月1日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令(平成14年総務省令第24号)の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市火災予防条例の一部を改正する条例

今治市火災予防条例(平成17年今治市条例第268号)の一部を次のように改正する。 第11条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあっては、」を削る。 第11条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。 第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあっては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。第13条第3項を次のように改める。

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。だだし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改める。

第44条第13号中「蓄電池設備」の次に「(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)」 を加える。

別表第3中

Γ

気	不	開放式	組込型こんろ・グリル付こん	14kW以下	100	15	15	15
体	燃		ろ・グリドル付こんろ、キャ			注	•	注
燃	以		ビネット型こんろ・グリル付	3				
料	外		こんろ・グリドル付こんろ	;				
			据置型レンジ	21kW以下	100	15	15	15
						注		注
	不	開放式	組込型こんろ・グリル付こん	14kW以下	80	0	_	0
	燃		ろ・グリドル付こんろ、キャ					
			ビネット型こんろ・グリル付					

	こんろ・グリドル付こんろ				
	据置型レンジ	21kW以下	80	0	0

を

Γ

						,		
気	不	開放式	組込型こんろ・グリル付こん	14kW以下	100	15	15	15
体	燃		ろ・グリドル付こんろ、キャ			注		注
燃	以		ビネット型こんろ・グリル付					
料	外		こんろ・グリドル付こんろ					
		:	据置型レンジ	21kW以下	100	15	15	15
						注		注
	不	開放式	組込型こんろ・グリル付こん	14kW以下	80	0	_	0
	燃		ろ・グリドル付こんろ、キャ					
}			ビネット型こんろ・グリル付					
			こんろ・グリドル付こんろ					
			据置型レンジ	21kW以下	80	0	_	0
固	不	木炭を燃	炭火焼き器		100	50	50	50
体	燃	料とする						
燃	以	もの						
料	外							
	不	木炭を燃	炭火焼き器		80	30	_	30
	燃	料とする						
		もの						

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力と する発電設備及びこの条例による改正後の今治市火災予防条例(以下「新条例」という。)第13 条第1項に規定する蓄電池設備(附則第4項に掲げるものを除く。)(以下この項において「燃 料電池発電設備等」という。)又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2(新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。)の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定 する蓄電池設備(次項に掲げるものを除く。)のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しな いものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

今治市火災予防条例改正条項新旧対照表

新

(変電設備)

- 第11条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。
 - (1) ~ (3) 略

(3)の2

___建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。

(3)の3 ~ (10) 略

2~3 略

(急速充電設備)

- 第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。)をいう。以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。
 - (1)~(3)略
 - (4) その筺体は雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

ΙΕΙ

(変電設備)

- 第11条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。
 - (1)~(3)略
 - (3)の2 <u>キュービクル式のものにあって</u> <u>は、</u>建築物等の部分との間に換気、点検及 び整備に支障のない距離を保つこと。
 - (3)の3~(10)略

2~3 略

(急速充電設備)

- 第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。)をいう。以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。
 - (1)~(3)略
 - (4) 雨水等 の浸入防止の措置 を講ずること。

(5)~(18)略。

2 略

(蓄電池設備)

- 第13条 蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあっては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。
- 2 略
- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。だだし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。
- 4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける 蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準につ いては、第10条第4号、第11条第1項第3号 の2、第5号、第6号及び第9号並びに<u>第11</u> 条の2第1項第4号の規定を準用する。

(5) ~ (18) 略

2 略

(蓄電池設備)

第13条 屋内に設ける蓄電池設備(定格容量と 電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・ セル未満のものを除く。以下同じ。)の電槽 は、耐酸性の床上又は台上に、転倒しないよ うに設けなければならない。ただし、アルカ リ蓄電池を設ける床上又は台上にあっては、 耐酸性の床又は台としないことができる。

- 2 略
- 3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入 防止の措置を講じたキュービクル式のもの としなければならない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける 蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準につ いては、第10条第4号、第11条第1項第3号 の2、第5号、第6号及び第9号並びに第2 項並びに本条第1項の規定を準用する。 (火を使用する設備等の設置の届出)

- し、火災の発生のおそれのある設備のうち、 次に掲げるものを設置しようとする者は、あ らかじめ、その旨を消防長に届け出なければし ならない。
 - (1) ~ (12) 略
 - (13) 蓄電池設備(蓄電池容量が20キロワッ ト時以下のものを除く。)
 - (14) ~ (15) 略

(火を使用する設備等の設置の届出)

- 第44条 火を使用する設備又はその使用に際 第44条 火を使用する設備又はその使用に際 し、火災の発生のおそれのある設備のうち、 次に掲げるものを設置しようとする者は、あ らかじめ、その旨を消防長に届け出なければ ならない。
 - (1) ~ (12) 略
 - (13) 蓄電池設備_____
 - (14) ~ (15) 略

- 17 -

別表第3 (第3条、第18条関係)

			, <u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	種類			離	隔距離	(cm)	,,,
					上方	側方	前方	後方	備考	
	略									
厨	<u>ラ</u>	丕	開放式	組込型こんろ・グリル付こん	14kW以下	<u>100</u>	<u>15</u>	<u>15</u>	<u>15</u>	注:機器
房	体	<u>燃</u>		<u>ろ・グリドル付こんろ、キャ</u>			注		注	本体上方
設	燃	以		ビネット型こんろ・グリル付						の側方又
備	料	<u>外</u>		こんろ・グリドル付こんろ						は後方の
				据置型レンジ	<u>21kW以下</u>	100	<u>15</u>	<u>15</u>	<u>15</u>	離隔距離
							注		注	を示す。
		丕	<u>開放式</u>	組込型こんろ・グリル付こん	<u>14kW以下</u>	<u>80</u>	<u>o</u>		0	
		燃		<u>ろ・グリドル付こんろ、キャ</u>						
				ビネット型こんろ・グリル付						
				<u>こんろ・グリドル付こんろ</u>						
				据置型レンジ	<u>21kW以下</u>	<u>80</u>	0		0	
	固	丕	水炭を燃	炭火焼き器		<u>100</u>	<u>50</u>	<u>50</u>	<u>50</u>	
!	<u>体</u>	<u>燃</u>	料とする			:				
	燃	以	<u>もの</u>							
	料	<u>外</u>		3.45VA.						
		丕	木炭を燃	炭火焼き器	=	<u>80</u>	<u>30</u>	=	<u>30</u>	
		<u>燃</u>	料とする							
			<u>もの</u>							
	上	記	に使用温	度が800℃以上のもの		250	200	300	200	
	分	類	さ使用温	度が300℃以上800℃未満の	_	150	100	200	100	
	れないもの									
	もく	カ	使用温	度が300℃未満のもの	_	100	50	100	50	
H	格									

備考 略

別表第3 (第3条、第18条関係)

				, ,,	種類			離	鬲距離	(cm)	
入力 上方 側方 前方 後方									備考		
ı	略										
厨	気	<u>不</u>	開力	放式	組込型こんろ・グリル付こん	<u>14kW以下</u>	<u>100</u>	<u>15</u>	<u>15</u>	<u>15</u>	注:機器
房	体	燃			<u>ろ・グリドル付こんろ、キャ</u>			注		<u>注</u>	本体上方
設	燃	以			ビネット型こんろ・グリル付						の側方又
備	<u>料</u>	外			こんろ・グリドル付こんろ		*****				は後方の
					<u>据置型レンジ</u>	21kW以下	<u>100</u>	<u>15</u>	<u>15</u>	<u>15</u>	離隔距離
								<u>注</u>		<u>注</u>	を示す。
		丕	<u>開力</u>	<u> 汝式</u>	組込型こんろ・グリル付こん	<u>14kW以下</u>	<u>80</u>	<u>o</u>	=	0	
		<u>燃</u>			<u>ろ・グリドル付こんろ、キャ</u>						
					ビネット型こんろ・グリル付						
					こんろ・グリドル付こんろ						
					据置型レンジ	<u>21kW以下</u>	<u>80</u>	<u>0</u>	=	0	
		_				_			_		
	_	-									
	—	-		_							
		_				_	_		-	_	
		!									
				_							
	上	記	に	使用温	度が800℃以上のもの		250	200	300	200	
	分類さ 使用温度が300℃以上800℃未満の		_	150	100	200	100				
れないもの											
	も	の		使用温	度が300℃未満のもの	_	100	50	100	50	
]	略										

備考 略

- 20 -

しまなみ総合庁舎建設工事の内建築工事請負契約の締結について

しまなみ総合庁舎建設工事の内建築工事施行のため、次の請負契約を締結する。

令和5年9月1日提出

今治市長 徳 永 繋 樹

記

- 1 契約の目的 しまなみ総合庁舎建設工事の内建築工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額、契約の相手方及び工期

区分	契約金額	契約の相手方	工 期
	円		,
しまなみ総合庁舎		今治市阿方甲221番地1	契約発効の日から
建設工事の内建築	386, 100, 000	越智昇鉄工株式会社	令和6年11月1日
工事		代表取締役 越智 昇二	まで

4 仮契約締結年月日 令和5年8月10日

「参考」

1 工事概要

本体工事(庁舎建設工事) 一式

昇降機設備工事 一式

外構工事 一式

既存公衆トイレ解体工事 一式

2 入札結果

業者名	入札金額
越智昇鉄工株式会社	円 386, 100, 000
株式会社タニグチ	387, 750, 000
四国通建株式会社	388, 080, 000

区 分	金 額
予定価格	円 388, 091, 000
調査基準価格	361, 502, 422

[※]上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

伯方支所跡地活用事業公民館・体育館等整備に係る工事請負契約の締結について

伯方支所跡地活用事業公民館・体育館等整備に係る工事施行のため、次の請負契約を締結する。

令和5年9月1日提出

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 契約の目的 伯方支所跡地活用事業公民館・体育館等整備に係る工事
- 2 契約の方法 随意契約(公募型プロポーザル方式)
- 3 契約金額、契約の相手方及び工期

区分	契約金額	契約の相手方	工 期
	円 円	今治市延喜甲303番地8	
		伯方島市有地有効活用	
伯方支所跡地活用事		コンソーシアム	令和5年10月1
業公民館・体育館等	1, 218, 800, 000	代表企業	日から令和8年
整備に係る工事		今治市延喜甲303番地8	3月19日まで
		株式会社タニグチ	
		代表取締役 谷口 明	

4 仮契約締結年月日 令和5年8月4日

「参考」

1 工事概要

既存施設の解体業務

一式

新公民館及び新体育館の設計業務 一式

新公民館及び新体育館の建設業務 一式

その他、付随する業務

一式

2 評価結果 (プロポーザル)

	伯方島まちづくりグループ
	代表企業 伯方島まちづくり株式会社
	構成企業 株式会社タニグチ
	構成企業 SHPデザインスタジオ
	構成企業 有限会社ケイ構造建築設計
提案内容評価点	62.86点/80.00点
提案価格評価点	20.00点/20.00点
合計 (評価点)	82.86点/100.00点
提案金額	1, 218, 800, 000円

区分	金 額
提案上限価格	1, 219, 200, 000 円

[※] 上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

3 随意契約 (プロポーザル)参加業者

業者名	備考
伯方島まちづくりグループ	採用
代表企業 伯方島まちづくり株式会社	1休 川

4 コンソーシアム構成企業

代表企業 株式会社タニグチ

構成企業 SHPデザインスタジオ

構成企業 有限会社ケイ構造建築設計

内港大通線(万橋)改修工事請負契約の締結について

内港大通線(万橋)改修工事施行のため、次の請負契約を締結する。

令和5年9月1日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

記

- 1 契約の目的 内港大通線(万橋)改修工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額、契約の相手方及び工期

区	分	契約金額	契約の相手方	工期
内港大通線修工事	(万橋)改	円 232, 694, 176	今治市石井町二丁目3番1号 株式会社夢創 代表取締役 大久保 治彦	契約発効の日から 令和6年3月25日まで

4 仮契約締結年月日 令和5年7月12日

「参考」

1 工事概要

土工一式構造物撤去工一式

基礎工 一式

舗装工 一式

函渠工 一式

区画線工 一式

仮設工 一式

2 入札結果

業者名	入 札 金 額
株式会社夢創	円 232, 694, 176
いづも株式会社	232, 738, 000
曽我部建設株式会社	242, 000, 000
桜井工業株式会社	245, 300, 000
株式会社日淺	253, 000, 000
株式会社渡辺建設	253, 176, 000

区 分	金額
予定価格	円 255, 739, 000
調査基準価格	232, 658, 817

[※] 上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

財産の処分について(伯方支所跡地)

The state of the second second

次のとおり土地を売却する。

令和5年9月1日提出

今治市長 徳永繁樹

記

1 土地の所在、地目及び面積

土地の所在	地目	面 積 (㎡)	
今治市伯方町木浦字池田甲1157番2	学校用地	2, 778. 91	
今治市伯方町木浦字池田甲1212番1	水道用地	60. 53	
今治市伯方町木浦字池田甲1212番2	雑種地	49. 87	
今治市伯方町木浦字池田甲1212番4	水道用地	32. 15	
今治市伯方町木浦字池田甲1213番1	学校用地	3, 138. 37	
今治市伯方町木浦字羽田甲1235番2	宅地	330. 16	
今治市伯方町木浦字池田乙331番2	学校用地	1, 112. 23	
今治市伯方町木浦字羽田乙335番3	宅地	379. 32	
請†		7, 881. 54	

2 売却の目的

伯方支所跡地活用事業用地

3 契約の方法

随意契約(公募型プロポーザル方式)

4 売却の相手方及び価格

今治市伯方町木浦甲829番地の内第1 伯方島まちづくり株式会社 代表取締役 阿 部 克 也 232,505,430円 「参考」

1 位置図





2 評価結果 (プロポーザル)

	伯方島まちづくりグループ		
	代表企業 伯方島まちづくり株式会社		
	構成企業 株式会社タニグチ		
	構成企業 SHPデザインスタジオ		
·	構成企業 有限会社ケイ構造建築設計		
提案内容評価点	62.86点/80.00点		
提案価格評価点	20.00点/20.00点		
合計 (評価点)	82.86点/100.00点		

活用	用地	購入	提案	内 容	
購入面積				7, 981. 07	m²
提案単価				25, 000	円/㎡
提案価格				199, 526, 750	円

[※] 今治市が行う不動産鑑定評価による単価と上記の提案単価のいずれか高い方の単価に活用用地の実測面積を乗じた価格となる。

3 随意契約(プロポーザル)参加業者

業者名	備考	
伯方島まちづくりグループ	₩ 🖽	
代表企業 伯方島まちづくり株式会社	採 用 	

地方自治法(抜すい)

(議決事件)

- 第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
 - (8) 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

今治市議会の議決に付すべき契約及び財産の 取得又は処分に関する条例(抜すい)

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議会第4回議案第74号

今治市辺地総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第3条第8項の規定により、今治市辺地総合整備計画を変更することについて議会の議決を求める。

令和5年9月1日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「参照」

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の 特別措置等に関する法律(抜すい)

(総合整備計画の策定等)

- 第3条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画(以下「総合整備計画」という。)を定めることができる。
- 8 前各項の規定は、第5項の規定により総合整備計画を提出した市町村が当該総合整備計画を 変更しようとする場合について準用する。

今治市辺地総合整備計画 (令和2年度~6年度)

第1次変更(令和3年6月) 第2次変更(令和4年3月) 第3次変更(令和4年6月) 第4次変更(令和4年7月) 第5次変更(令和5年6月) 第6次変更(令和5年9月)

愛媛県今治市

総合整備計画書

愛媛県今治市 浦戸辺地 (辺地の人口 127人 面積 1.3km) (参考 辺地の世帯数 85 世帯)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 大三島町浦戸
- (2)地域の中心の位置 今治市大三島町浦戸2番地7
- (3) 辺地度点数

136 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

浦戸地域は愛媛県の最北、「神の島」として知られる、瀬戸内しまなみ海道沿線の大三島 に所在している。主な産業は、農業・漁業の第一次産業、観光業である。漁業地勢は、愛媛 県の最北に位置していることから、広島県との県境である燧灘を漁場とし、主に一本釣・刺 し網漁業を中心にマダイ・カレイ・メバル等が水揚げされている。また、今治地区の中でも 養殖業が多く、カキ養殖・ヒラメ養殖が盛んである。

昭和59年に設置された漁船用補給施設は、漁船等に燃料を補給するための施設であるが、耐用年数を超過しており、今後故障した場合、漁船等への燃料補給ができなくなり、漁労活動へ大きな支障となることが危惧されている。そこで、漁労活動に必要不可欠である本施設の改修を行うことで、漁労活動の効率化及び安全性が図られ、地域経済の活性化及び地域住民の生活環境向上が期待される。

平成 11 年度に設置された共同集出荷施設は、漁価の安定や出荷調整を目的とし、漁獲された水産物を出荷までの期間畜養しておくための施設であるが、施設内陸上畜養水槽用冷凍機が故障し、水温調整機能に支障が生じている。本施設は漁業経営の安定化を図るために必要不可欠であり、早急な整備復旧が必要である。そこで、本施設の改修を行うことで、漁価の安定及び安定した出荷調整が可能となり、漁業経営の安定化が図られ、地域経済の活性化が期待される。

3 公共的施設の整備計画

令和5年度から令和6年度までの2年間

(単位:千円)

-					
区分		Nt	財源	一般財源のう	
施設名	事業主体名	事業費	特定財源	一般財源	ち辺地対策事 業債の予定額
漁船用補給 施設	愛媛県漁協 大三島支所	1, 452	792	660	600
共同集出荷 施設	愛媛県漁協 大三島支所	1, 076	588	488	400
合	計	2, 528	1, 380	1, 148	1, 000

今治市辺地総合整備計画(変更) 概要

辺地名	変 更 後			1	変 更 前							
	総合整備計画時					総合整備計画掛						
油戸辺地	愛媛県今岩市 新戸辺地 6辺地の人口 127 人 面積 1.3km (参考 辺地の世帯数 85 世帯)							GZBtto	が治市 浦戸辺 D人口 127人 辺地の世帯数86	क्रिस्ट्रे 1. 3km²		
	1 略					1	略					
	2 公は中途級の整備を必要とする事情 加戸地刻は愛媛県の最北、「神の励」として知られる。地戸内しまなみ海道路線の大三島に所在している。主な産業は、農業・漁業の第一次産業、観光業である。漁業地勢は、愛媛県の最北に位置している。とから、広島県との県党である機種を漁場とし、主に一本的・刺し網漁業を中心にマダイ・カレイ・メバルのかが場所されている。また、今治地区の中でも発殖業が多く、カキ発殖・ヒラメ発館が盛んである。 昭和59年に設置された漁船用補路施設は、漁船等に燃料を補給するための施設であるが、耐用年数を超過しており、今後が原した場合、漁船等への燃料補給ができなくなり、漁労活動へ大きな支障となることが危惧されている。そこで、漁労活動が必要不可欠である本施設の支援を行うことで、漁労活動の効率化及び安全性が関られ、地域経済の活性化及び地域主民の生活環境向上が期待される。 平成月年度に設置された共同限出存施設は、漁船の方法や比海運搬を目的とし、漁運された水産物を出済までの期間落役しておくための施設であるが、施設が海上落後水槽用冷風機が強加し、水温調整機制に支援が生じている。本施設は漁業経営の支佐化を関るために必要不可欠であり、早急な整備利用が必要である。本施設は漁業経営の支佐化を関るために必要不可欠であり、早急な整備利用が必要である。本施設は漁業経営の支佐と関るために必要不可欠であり、早急な整備利用が必要である。本産設立漁業経営の支佐との場合とし、漁業を持つ支佐といる。				てしイラ 数降流る ニーーー	2 公財が施設の整備を必要とする事情 油戸地別は変態肌の最化、年中の局」として知られる、湘戸内しまなみ病性治療の大三島に所在している。主な産業は、農業・漁業の第一次産業、促光業である。漁業地勢は、愛娘県の廃化に位置していることから、広島県との県境である協議を領場とし、主に一本的・利し業漁業を中心にマダイ・カレイ・メハルウが内閣庁されている。また、今治地区の中でも発和業か多く、カキ養和・ヒラメ養殖が整んである。 昭和59 年に設置された漁船用植物施設は、漁船等に燃料を補給するための施設であるが、前用年数を超過しており、今後放棄した場合、漁船等への燃料制除ができなくなり、漁労活動へ大きな支障となることが危惧されている。そこで、漁労活動に必要不可欠である本施設の改修を行うことで、漁労活動の効率化及び安全性が図られ、地域発育の活性化及び地域住民の生活環境向上が開始される。 3 公財が施設の整備制御 合和5年度から令和6年度までの2年間						
	())位: 千円)				Direction and the second						(単位: 千円)	
	多数主 施設名 体名	事業費	特定財源	一般地源	一般は極の うち辺地対 策事業債の 予定額		HASHING \	区分 事業主 体名	半業費	特定財源		一般的版の うち辺絶対 策事業債の 予定額
	流船用補給 愛媛 県流協 施設 大三岛文所	1, 452	792	650	600	l f	漁船用補給 施設	愛媛県漁協 大三島支所	1, 452	792	660	600
	共同集出荷 愛媛 県漁協 施設 大三島支所	<u>1, 076</u>	<u>588</u>	<u>488</u>	<u>400</u>					1		_
}	क विष	<u>2, 528</u>	<u>1, 380</u>	<u>1, 148</u>	<u>1. 000</u>		合	at	<u>1, 452</u>	<u>792</u>	<u>660</u>	<u>600</u>

- 38 -

令和4年度 今治市水道事業決算の認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和4年度 今治市水道 事業決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和5年9月1日提出

今治市長 徳永繁樹

提出書類

1 令和4年度 今治市水道事業決算書 水道事業報告書 キャッシュ・フロー計算書 収益費用明細書 固定資産明細書 企業債明細書

2 令和 4 年度 今治市公営企業決算審査意見書

地方公営企業法(抜すい)

(決算)

第30条

- 4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定(地方自治法第102条の2第1項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後の最初の定例日(同条第6項に規定する定例日をいう。)に開かれる会議において議会の認定)に付さなければならない。
- 6 地方公共団体の長は、第4項の規定により決算を議会の認定に付するに当たつては、第2項 の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類 を併せて提出しなければならない。

地方公営企業法施行令(抜すい)

(決算に併せて提出すべき書類)

第23条 法第30条第1項の規定により管理者が決算に併せて当該地方公共団体の長に提出しなければならない書類及び同条第6項の規定により地方公共団体の長が決算を議会の認定に付するに当たつて併せて提出しなければならない書類は、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書とする。

令和4年度 今治市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により、令和4年度 今治市水道 事業会計未処分利益を次のとおり処分する。

令和5年9月1日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

記

(単位 円)

		未処分利益剰余金
当該年度末残高		550, 542, 270
議会の議決による処分額		△550, 542, 270
	減債積立金への積立	0
	建設改良積立金への積立	△58, 911, 726
	自己資本金への組入	△491, 630, 544
処分後残高		(繰越利益剰余金)
		0

地方公営企業法(抜すい)

(剰余金の処分等)

- 第32条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。
- 2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところに より、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

地方公営企業法施行令(抜すい)

(特定目的の積立金)

第24条 法第32条第2項の規定により利益の処分として特定の目的のため利益を積み立てる場合においては、その使途を示す名称を附した科目に積み立てなければならない。

令和4年度 今治市簡易水道事業決算の認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和4年度 今治市簡易 水道事業決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和5年9月1日提出

今治市長 徳永繁樹

提出書類

1 令和4年度 今治市簡易水道事業決算書 簡易水道事業報告書 キャッシュ・フロー計算書 収益費用明細書 固定資産明細書 企業債明細書

2 令和 4 年度 今治市公営企業決算審査意見書

地方公営企業法 (抜すい)

(決算)

第30条

- 4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定(地方自治法第102条の2第1項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後の最初の定例日(同条第6項に規定する定例日をいう。)に開かれる会議において議会の認定)に付さなければならない。
- 6 地方公共団体の長は、第4項の規定により決算を議会の認定に付するに当たつては、第2項 の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類 を併せて提出しなければならない。

地方公営企業法施行令(抜すい)

(決算に併せて提出すべき書類)

第23条 法第30条第1項の規定により管理者が決算に併せて当該地方公共団体の長に提出しなければならない書類及び同条第6項の規定により地方公共団体の長が決算を議会の認定に付するに当たつて併せて提出しなければならない書類は、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書とする。

令和4年度 今治市工業用水道事業決算の認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和4年度 今治市工業 用水道事業決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和5年9月1日提出

今治市長 徳永繁樹

提出書類

- 1 令和4年度 今治市工業用水道事業決算書 工業用水道事業報告書 キャッシュ・フロー計算書 収益費用明細書 固定資産明細書 企業債明細書
- 2 令和 4 年度 今治市公営企業決算審査意見書

地方公営企業法 (抜すい)

(決算)

第30条

- 4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定(地方自治法第102条の2第1項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後の最初の定例日(同条第6項に規定する定例日をいう。)に開かれる会議において議会の認定)に付さなければならない。
- 6 地方公共団体の長は、第4項の規定により決算を議会の認定に付するに当たつては、第2項 の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類 を併せて提出しなければならない。

地方公営企業法施行令(抜すい)

(決算に併せて提出すべき書類)

第23条 法第30条第1項の規定により管理者が決算に併せて当該地方公共団体の長に提出しなければならない書類及び同条第6項の規定により地方公共団体の長が決算を議会の認定に付するに当たつて併せて提出しなければならない書類は、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書とする。

令和4年度 今治市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により、令和4年度 今治市工業 用水道事業会計未処分利益を次のとおり処分する。

令和5年9月1日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

記

(単位 円)

		未処分利益剰余金
当該	年度末残高	234, 236, 963
議会の議決による処分額		△172, 304, 271
	建設改良積立金への積立	△172, 304, 271
処分後残高		(繰越利益剰余金)
		61, 932, 692

「参照」

地方公営企業法(抜すい)

(剰余金の処分等)

- 第32条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。
- 2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところに より、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

地方公営企業法施行令(抜すい)

(特定目的の積立金)

第24条 法第32条第2項の規定により利益の処分として特定の目的のため利益を積み立てる場合 においては、その使途を示す名称を附した科目に積み立てなければならない。

令和4年度 今治市公共下水道事業決算の認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和4年度 今治市公共 下水道事業決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和5年9月1日提出

今治市長 徳永繁樹

提出書類

- 1 令和4年度 今治市公共下水道事業決算書 公共下水道事業報告書 キャッシュ・フロー計算書 収益費用明細書 固定資産明細書 企業債明細書
- 2 令和 4 年度 今治市公営企業決算審査意見書

地方公営企業法(抜すい)

(決算)

第30条

- 4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定(地方自治法第102条の2第1項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後の最初の定例日(同条第6項に規定する定例日をいう。)に開かれる会議において議会の認定)に付さなければならない。
- 6 地方公共団体の長は、第4項の規定により決算を議会の認定に付するに当たつては、第2項 の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を 併せて提出しなければならない。

.

地方公営企業法施行令(抜すい)

(決算に併せて提出すべき書類)

第23条 法第30条第1項の規定により管理者が決算に併せて当該地方公共団体の長に提出しなければならない書類及び同条第6項の規定により地方公共団体の長が決算を議会の認定に付するに当たつて併せて提出しなければならない書類は、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書とする。

専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、 同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月1日提出

ran i

今治市長 徳 永 繁 樹

記

- ・損害賠償額の決定及び和解について
- ・損害賠償額の決定及び和解について
- ・今治市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定について
- ・損害賠償額の決定及び和解について
- ・損害賠償額の決定及び和解について
- ・今治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例制定について
- ・今治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制 定について

地方自治法(抜すい)

(議会の委任による専決処分)

- 第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。
- 2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年7月14日

今治市長 徳 永 繁 樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和5年4月15日午後9時42分頃、本市消防本部職員が運転する消防救 急艇「しまかぜ」が、救急要請を受け、同艇の基地港である枝越港を関前 岡村港に向け出動したところ、枝越港から沖合約600メートルの海上に係留 している相手方所有の生けすに乗り上げ、同生けすを破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 3,300,000円

- 54 -

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年7月18日

今治市長 徳 永 繁 樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 3 損害賠償額 支払額 40,920円

- 56 -

|

今治市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和5年7月25日

今治市長 徳永繁樹

「理由」

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の改正に伴い、字句の整理をしようとするもの。

- 58 -

今治市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

今治市子ども・子育て会議条例(平成25年今治市条例第25号)の一部を次のように改正する。 第1条及び第2条第1号中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

今治市子ども・子育て会議条例改正条項新旧対照表

旧 新 (設置) (設置) 第1条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 | 第1条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 138条の4第3項及び子ども・子育て支援法 138条の4第3項及び子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号。以下「法」という。) (平成24年法律第65号。以下「法」という。) 第77条第1項の規定に基づき、今治市子ど 第72条第1項の規定に基づき、今治市子ど も・子育て会議(以下「子育て会議」という。) も・子育て会議(以下「子育て会議」という。) を置く。 を置く。 (所掌事務) (所掌事務) 第2条 子育て会議は、次に掲げる事項につい | 第2条 子育て会議は、次に掲げる事項につい て審議する。 て審議する。 (1) 法第72条第1項各号に掲げる事項 (1) 法第77条第1項各号に掲げる事項 (2)~(3)略 (2)~(3)略

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年7月27日

今治市長 徳 永 繁 樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和4年10月2日午後3時30分頃、岡村港に向け航行していたフェリー 「第二せきぜん」が、潮流の変化に伴い船体が大きく傾いた際、同船の甲 板に駐車していた相手方所有の自動二輪車が同船の左舷側の手すりに接触 し、同車両が破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 497,745円

- 62 -

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年8月7日

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和5年4月19日午後1時37分頃、本市生活支援課職員が運転する市有 乗用自動車が、市道今治駅天保山線(今治市東門町二丁目2番2地先)を 直進していたところ、右側から同市道に進入してきた相手方所有の乗用自 動車と衝突し、市有車両の右後部と相手方車両の右前部が破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 9,300円受取額 131,639円

- 64 -

.

**

.

今治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和5年8月7日

今治市長 徳永繁樹

「理由」

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)の改正に伴い、字句の整理をしようとするもの。

•

今治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

今治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年今治市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」を「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」を「第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」に、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」を「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」に、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分」を「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」 を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「法第19条第1項第1号に掲げる」を「同号に掲げる」に、「法第19条第1項第1号又は第2号」を「同条第1号又は第2号」に、「法第19条第1項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」を「第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」を「同号に

掲げる小学校就学前子どもに該当する」に、「法第19条第1項第1号又は第2号」を「同条第1号又は第2号」に改める。

第37条第1項中「同省令」を「同令」に改め、同条第2項中「第19条第1号第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第48条中「利用定員の定員を」を「利用定員を」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号に掲げる」を「第19条第1号に掲げる」に、「法第19条第1項第1号又は第3号」を「同条第1号又は第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、「含む。)」」の次に「と、「同号」とあるのは「法第19条第3号」」を加える。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

今治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例改正条項新旧対照表

ĺΗ 新 (利用定員)

第4条 略

- 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる 特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号 に定める小学校就学前子どもの区分ごとの 利用定員を定めるものとする。ただし、法第 19条第3号 に掲げる小学校就学前子 どもの区分にあっては、満1歳に満たない小 学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校 就学前子どもに区分して定めるものとする。
 - (1) 認定こども園 法第19条各号 に掲げる小学校就学前子どもの区分
 - (2) 幼稚園 法第19条第1号 に掲 げる小学校就学前子どもの区分
 - (3) 保育所 法第19条第2号 に掲 げる小学校就学前子どもの区分及び同条 第3号に掲げる小学校就学前子どもの区 分

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 略

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼 稚園に限る。以下この項において同じ。)は、 利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げ る小学校就学前子どもの数 及び当該 特定教育・保育施設を現に利用している同号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する

(利用定員)

第4条 略

- 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる 特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号 に定める小学校就学前子どもの区分ごとの 利用定員を定めるものとする。ただし、法第 19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子 どもの区分にあっては、満1歳に満たない小 学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校 就学前子どもに区分して定めるものとする。
 - (1) 認定こども園 法第19条第1項各号 に掲げる小学校就学前子どもの区分
 - (2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲 げる小学校就学前子どもの区分
 - (3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲 げる小学校就学前子どもの区分及び同項 第3号に掲げる小学校就学前子どもの区 分

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 略

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼 稚園に限る。以下この項において同じ。) は、 利用の申込みに係る法第19条第1項第1号 に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該 特定教育・保育施設を現に利用している法第 <u>19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子</u>

参育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の<u>同号に掲</u>げる小学校就学前子どもの区分

一に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法<u>第19条第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用しているこれらの号に掲げる小学校就学前子とものといるこれらの号に掲げる小学校就学前子ともの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4~5 略

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 略

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、 法第19条第2号 又は第3号に掲げる どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用しているこれらの号に掲げる小学校就学前子どものといるこれらの号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4~5 略

(あっせん、調整及び要請に対する協力) 第7条 略

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保 育所に限る。以下この項において同じ。)は、 法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる 小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第13条 略

2~3 略

- 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。
 - (1)~(2)略
 - (3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。) に要する費用

小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第13条 略

2~3 略

- 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。
 - (1)~(2)略
 - (3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。) に要する費用

- ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以 上教育・保育給付認定子どものうち、そ の教育・保育給付認定保護者及び当該教 育・保育給付認定保護者と同一の世帯に 属する者に係る市町村民税所得割合算 額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金 額未満であるものに対する副食の提供
 - (ア) 法<u>第19条第1号</u> に掲げる 小学校就学前子どもに該当する教 育・保育給付認定子ども 77,101円
 - (イ) 法第19条第2号 に掲げる 小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円)
- イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以 上教育・保育給付認定子どものうち、負 担額算定基準子ども又は小学校第3学 年修了前子ども(小学校、義務教育学校 の前期課程又は特別支援学校の小学部 の第1学年から第3学年までに在籍す る子どもをいう。以下イにおいて同じ。) が同一の世帯に3人以上いる場合にそ れぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当 するものに対する副食の提供(アに該当 するものを除く。)
 - (ア) 法<u>第19条第1号</u> に掲げる 小学校就学前子どもに該当する教

- ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以 上教育・保育給付認定子どものうち、そ の教育・保育給付認定保護者及び当該教 育・保育給付認定保護者と同一の世帯に 属する者に係る市町村民税所得割合算 額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金 額未満であるものに対する副食の提供
 - (ア) 法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる 小学校就学前子どもに該当する教 育・保育給付認定子ども 77,101円
 - (イ) 法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる 小学校就学前子どもに該当する教 育・保育給付認定子ども(特定満3歳 以上保育認定子どもを除く。イ(イ)に おいて同じ。) 57,700円(令第4条 第2項第6号に規定する特定教育・保 育給付認定保護者にあっては、77,101 円)
- イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以 上教育・保育給付認定子どものうち、負 担額算定基準子ども又は小学校第3学 年修了前子ども(小学校、義務教育学校 の前期課程又は特別支援学校の小学部 の第1学年から第3学年までに在籍す る子どもをいう。以下イにおいて同じ。) が同一の世帯に3人以上いる場合にそ れぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当 するものに対する副食の提供(アに該当 するものを除く。)
 - (ア) 法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる 小学校就学前子どもに該当する教

育・保育給付認定子ども 負担額算定 基準子ども又は小学校第3学年修了 前子ども(そのうち最年長者及び2番 目の年長者である者を除く。)である 者

- (イ) 法<u>第19条第2号</u> に掲げる 小学校就学前子どもに該当する教 育・保育給付認定子ども 負担額算定 基準子ども(そのうち最年長者及び2 番目の年長者である者を除く。)であ る者
- ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する 食事の提供
- (4)~(5)略

5~6 略

(特定教育・保育の取扱方針)

- 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲 げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号 に定めるものに基づき、小学校就学前子ども の心身の状況等に応じて、特定教育・保育の 提供を適切に行わなければならない。
 - (1)~(2)略
 - (3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第25条第1項の規 定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園 の教育課程その他の教育内容に関する事 項をいう。)
 - (4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定め

育・保育給付認定子ども 負担額算定 基準子ども又は小学校第3学年修了 前子ども(そのうち最年長者及び2番 目の年長者である者を除く。)である 者

- (イ) 法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる 小学校就学前子どもに該当する教 育・保育給付認定子ども 負担額算定 基準子ども(そのうち最年長者及び2 番目の年長者である者を除く。)であ る者
- ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する 食事の提供

(4)~(5)略

5~6 略

(特定教育・保育の取扱方針)

- 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。
 - (1)~(2)略
 - (3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法 (昭和22年法律第26号)<u>第25条</u>の規 定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園 の教育課程その他の教育内容に関する事 項をいう。)
 - (4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定め

る指針

2 略

(運営規程)

- 第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程 (第23条において「運営規程」という。)を 定めておかなければならない。
 - (1)~(3)略
 - (4) 特定教育・保育の提供を行う日(法<u>第</u>19条第1号 に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに提供を行わない日
 - (5)~(11)略

(特別利用保育の基準)

- 第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。 以下この条において同じ。)が法<u>第19条第1</u> 号 に掲げる小学校就学前子どもに該 当する教育・保育給付認定子どもに対し特別 利用保育を提供する場合には、法第34条第1 項第3号に規定する基準を遵守しなければ ならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により 特別利用保育を提供する場合には、当該特別 利用保育に係る法<u>第19条第1号</u> に掲 げる小学校就学前子どもに該当する教育・保 育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保 育施設を現に利用している<u>同条第2号</u>に掲 げる小学校就学前子どもに該当する教育・保 育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第

る指針

2 略

(運営規程)

- 第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程 (第23条において「運営規程」という。)を 定めておかなければならない。
 - (1)~(3)略
 - (4) 特定教育・保育の提供を行う日(法<u>第</u>19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに提供を行わない日
 - (5)~(11)略

(特別利用保育の基準)

- 第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。 以下この条において同じ。)が法<u>第19条第1</u> <u>項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該 当する教育・保育給付認定子どもに対し特別 利用保育を提供する場合には、法第34条第1 項第3号に規定する基準を遵守しなければ ならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により 特別利用保育を提供する場合には、当該特別 利用保育に係る法<u>第19条第1項第1号</u>に掲 げる小学校就学前子どもに該当する教育・保 育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保 育施設を現に利用している<u>同項第2号</u>に掲 げる小学校就学前子どもに該当する教育・保 育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第

- 3号の規定により定められた法<u>第19条第2</u> 号 に掲げる小学校就学前子どもに係 る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により り特別利用保育を提供する場合には、特定教 育・保育には特別利用保育を、施設型給付費 には特例施設型給付費(法第28条第1項の特 例施設型給付費をいう。次条第3項において 同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節 (第6条第3項及び第7条第2項を除く。) の規定を適用する。この場合において、第6 条第2項中「特定教育・保育施設(認定こど も園又は幼稚園に限る。以下この項において 同じ。) 」とあるのは「特定教育・保育施設 (特別利用保育を提供している施設に限る。 以下この項において同じ。)」と、「同号に 掲げる ______小学校就学前子ど もに該当する教育・保育給付認定子ども」と あるのは「同条第1号又は第2号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教 育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げ る 小学校就学前子どもの 区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同 条第2号 に掲げる小学校就学前 子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第 13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げ る額」とあるのは「法第28条第2項第2号の 内閣総理大臣が定める基準により算定した 費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教 育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・ 保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける
- 3号の規定により定められた法<u>第19条第1</u> 項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係 る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定によ り特別利用保育を提供する場合には、特定教 育・保育には特別利用保育を、施設型給付費 には特例施設型給付費(法第28条第1項の特 例施設型給付費をいう。次条第3項において 同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節 (第6条第3項及び第7条第2項を除く。) の規定を適用する。この場合において、第6 条第2項中「特定教育・保育施設(認定こど も園又は幼稚園に限る。以下この項において 同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設 (特別利用保育を提供している施設に限る。 以下この項において同じ。)」と、「法第19 条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ど もに該当する教育・保育給付認定子ども」と あるのは「法第19条第1項第1号又は第2号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教 育・保育給付認定子ども」と、「法第19条第 1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの 区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法 第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前 子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第 13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げ る額」とあるのは「法第28条第2項第2号の 内閣総理大臣が定める基準により算定した 費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教 育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・ 保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける

者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

- 第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。 以下この条において同じ。)が法<u>第19条第2</u> 号 に掲げる小学校就学前子どもに該 当する教育・保育給付認定子どもに対し、特 別利用教育を提供する場合には、法第34条第 1項第2号に規定する基準を遵守しなけれ ばならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により 特別利用教育を提供する場合には、当該特別 利用教育に係る法<u>第19条第2号</u> に掲 げる小学校就学前子どもに該当する教育・保 育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保 育施設を現に利用している<u>同条第1号</u>に掲 げる小学校就学前子どもに該当する教育・保 育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第 2号の規定により定められた法<u>第19条第1</u> 号 に掲げる小学校就学前子どもに係 る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子

者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

- 第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。 以下この条において同じ。)が法<u>第19条第1</u> <u>項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該 当する教育・保育給付認定子どもに対し、特 別利用教育を提供する場合には、法第34条第 1項第2号に規定する基準を遵守しなけれ ばならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により 特別利用教育を提供する場合には、当該特別 利用教育に係る法<u>第19条第1項第2号</u>に掲 げる小学校就学前子どもに該当する教育・保 育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保 育施設を現に利用している<u>同項第1号</u>に掲 げる小学校就学前子どもに該当する教育・保 育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第 2号の規定により定められた法<u>第19条第1</u> 項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係 る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就

<u>どもの数</u>」とあるのは「利用の申込みに係る法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「<u>同号に掲げる小</u>学校就学前子どもに該当する

一教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

(利用定員)

第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同令 第31条に規定する小規模保育事業B型(同令 第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)にあっては6人以上19

学前子どもの数」とあるのは「利用の申込み に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学 校就学前子どもの数」と、「法第19条第1項 第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当 する教育・保育給付認定子どもの総数 | とあ るのは「法第19条第1項第1号又は第2号に 掲げる小学校就学前子どもに該当する教 育・保育給付認定子どもの総数」と、第13 条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる 額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内 閣総理大臣が定める基準により算定した費 用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教 育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・ 保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける 者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保 育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育 給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を 除く。)」とする。

(利用定員)

第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同省令第31条に規定する小規模保育事業B型(同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)にあっては6人以上19

人以下、小規模保育事業 C型(同令 第33 条に規定する小規模保育事業 C型をいう。附 則第4項において同じ。)にあっては6人以 上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては 1人とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育 の種類及び当該特定地域型保育の種類に係 る特定地域型保育事業を行う事業所(以下 「特定地域型保育事業所」という。) ごとに、 法第19条第3号 に掲げる小学校就学 前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業 を行う事業所にあっては、家庭的保育事業等 の設備及び運営に関する基準第42条の規定 を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小 学校就学前子どもを保育するため当該事業 所内保育事業を自ら施設を設置して行う事 業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事 業所内保育事業が、事業主団体に係るものに あっては事業主団体の構成員である事業主 の雇用する労働者の監護する小学校就学前 子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条 の3第12項第1号ハに規定する共済組合等 をいう。) に係るものにあっては共済組合等 の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構 成員をいう。) の監護する小学校就学前子ど もとする。)及びその他の小学校就学前子ど もごとに定める法第19条第3号 に掲 げる小学校就学前子どもに係る利用定員と する。)を、満1歳に満たない小学校就学前 子どもと満1歳以上の小学校就学前子ども に区分して定めるものとする。

人以下、小規模保育事業C型(<u>同省令</u>第33 条に規定する小規模保育事業C型をいう。附 則第4項において同じ。)にあっては6人以 上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては 1人とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育 の種類及び当該特定地域型保育の種類に係 る特定地域型保育事業を行う事業所(以下 「特定地域型保育事業所」という。) ごとに、 法第19条第1号第3号に掲げる小学校就学 前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業 を行う事業所にあっては、家庭的保育事業等 の設備及び運営に関する基準第42条の規定 を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小 学校就学前子どもを保育するため当該事業 所内保育事業を自ら施設を設置して行う事 業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事 業所内保育事業が、事業主団体に係るものに あっては事業主団体の構成員である事業主 の雇用する労働者の監護する小学校就学前 子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条 の3第12項第1号ハに規定する共済組合等 をいう。) に係るものにあっては共済組合等 の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構 成員をいう。) の監護する小学校就学前子ど もとする。) 及びその他の小学校就学前子ど もごとに定める法第19条第1項第3号に掲 げる小学校就学前子どもに係る利用定員と する。)を、満1歳に満たない小学校就学前 子どもと満1歳以上の小学校就学前子ども に区分して定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第39条 略

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号 に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3~4 略

(定員の遵守)

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員を 超えて特定地域型保育の提供を行っ てはならない。ただし、年度中における特定 地域型保育に対する需要の増大への対応、法

第46条第5項に規定する便宜の提供への対

(正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第39条 略

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに 係る法<u>第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校 就学前子どもの数及び特定地域型保育事業 所を現に利用している満3歳未満保育認定 子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除 く。以下この章において同じ。)の総数が、 当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる 小学校就学前子どもの区分に係る利用定員 の総数を超える場合においては、法第20条第 4項の規定による認定に基づき、保育の必要 の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受 ける必要性が高いと認められる満3歳未満 保育認定子どもが優先的に利用できるよう、 選考するものとする。

3~4 略

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。(定員の遵守)

第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員の 定員を超えて特定地域型保育の提供を行っ てはならない。ただし、年度中における特定 地域型保育に対する需要の増大への対応、法 第46条第5項に規定する便宜の提供への対 応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置 への対応、災害、虐待その他のやむを得ない 事情がある場合は、この限りでない。

(特別利用地域型保育の基準)

- 第51条 特定地域型保育事業者が法<u>第19条第</u> 1号 に掲げる小学校就学前子どもに 該当する教育・保育給付認定子どもに対し特 別利用地域型保育を提供する場合には、法第 46条第1項に規定する地域型保育事業の認 可基準を遵守しなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第

応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置 への対応、災害、虐待その他のやむを得ない 事情がある場合は、この限りでない。

(特別利用地域型保育の基準)

- 第51条 特定地域型保育事業者が法<u>第19条第</u> 1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに 該当する教育・保育給付認定子どもに対し特 別利用地域型保育を提供する場合には、法第 46条第1項に規定する地域型保育事業の認 可基準を遵守しなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第

2項を除き、前条において準用する第8条か ら第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、 第17条から第19条まで及び第23条から第33 条までを含む。次条第3項において同じ。) の規定を適用する。この場合において、第39 条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第 3号 に掲げる小学校就学前子どもの 数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19 条第1号に掲げる 小学校就学前子ど もの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特 定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下こ の章において同じ。)」とあるのは「同条第 1号又は第3号 に掲げる小学校 就学前子どもに該当する教育・保育給付認定 子ども(第52条第1項の規定により特定利用 地域型保育を提供する場合にあっては、当該 特定利用地域型保育の対象となる法第19条 第2号 に掲げる小学校就学前子ども に該当する教育・保育給付認定子どもを含 む。)」と、「同号」とあるのは「法第19 条第3号」と、「法第20条第4項の規定によ る認定に基づき、保育の必要の程度及び家族 等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高 いと認められる満3歳未満保育認定子ども が優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽 選、申込みを受けた順序により決定する方 法、当該特定地域型保育事業者の保育に関す る理念、基本方針等に基づく選考その他公正 な方法により」と、第43条第1項中「教育・ 保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保 育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対

2項を除き、前条において準用する第8条か ら第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、 第17条から第19条まで及び第23条から第33 条までを含む。次条第3項において同じ。) の規定を適用する。この場合において、第39 条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第 1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの 数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19 条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ど もの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特 定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下こ の章において同じ。)」とあるのは「法第19 条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校 就学前子どもに該当する教育・保育給付認定 子ども(第52条第1項の規定により特定利用 地域型保育を提供する場合にあっては、当該 特定利用地域型保育の対象となる法第19条 第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども に該当する教育・保育給付認定子どもを含 む。)」____

と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対

象となる法<u>第19条第1号に掲げる</u>小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

- 第52条 特定地域型保育事業者が法<u>第19条第</u> 2号 に掲げる小学校就学前子どもに 該当する教育・保育給付認定子どもに対し特 定利用地域型保育を提供する場合には、法第 46条第1項に規定する地域型保育事業の認 可基準を遵守しなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、 当該特定利用地域型保育に係る法<u>第19条第</u> 2号 に掲げる小学校就学前子どもに 該当する教育・保育給付認定子どもの数及び 特定地域型保育事業所を現に利用している 同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに 該当する教育・保育給付認定子ども(前条第 1項の規定により特別利用地域型保育を提 供する場合にあっては、当該特別利用地域型

象となる法<u>第19条第1項第1号に掲げる</u>小 学校就学前子どもに該当する教育・保育給付 認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者 を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第 3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30 条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基 準により算定した費用の額」と、同条第3項 中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「期2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び 食事の提供(第13条第4項第3号ア又はて 掲げるものを除く。)に要する費用」と、同 条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

- 第52条 特定地域型保育事業者が法<u>第19条第</u> 1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに 該当する教育・保育給付認定子どもに対し特 定利用地域型保育を提供する場合には、法第 46条第1項に規定する地域型保育事業の認 可基準を遵守しなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、 当該特定利用地域型保育に係る法<u>第19条第</u> 1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに 該当する教育・保育給付認定子どもの数及び 特定地域型保育事業所を現に利用している 同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに 該当する教育・保育給付認定子ども(前条第 1項の規定により特別利用地域型保育を提 供する場合にあっては、当該特別利用地域型

保育の対象となる法<u>第19条第1号</u>に 掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、 第37条第2項の規定により定められた利用 定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定に より特定利用地域型保育を提供する場合に は、特定地域型保育には特定利用地域型保育 を、地域型保育給付費には特例地域型保育給 付費を、それぞれ含むものとして、この章の 規定を適用する。この場合において、第43 条第1項中「教育・保育給付認定保護者」と あるのは「教育・保育給付認定保護者(特定 利用地域型保育の対象となる法第19条第2 号_____に掲げる小学校就学前子どもに該 当する教育・保育給付認定子ども(特定満3 歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教 育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同 条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる 額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内 閣総理大臣が定める基準により算定した費 用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」と あるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定 利用地域型保育の対象となる特定満3歳以 上保育認定子どもに対するもの及び満3歳 以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号 に規定する満3歳以上保育認定子どもをい う。) に係る第13条第4項第3号ア又はイに 掲げるものを除く。) に要する費用」とする。
- 保育の対象となる法<u>第19条第1項第1号</u>に 掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、 第37条第2項の規定により定められた利用 定員の数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定に より特定利用地域型保育を提供する場合に は、特定地域型保育には特定利用地域型保育 を、地域型保育給付費には特例地域型保育給 付費を、それぞれ含むものとして、この章の 規定を適用する。この場合において、第43 条第1項中「教育・保育給付認定保護者」と あるのは「教育・保育給付認定保護者(特定 利用地域型保育の対象となる法第19条第1 項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該 当する教育・保育給付認定子ども(特定満3 歳以上保育認定子どもに限る。) に係る教 育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同 条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる 額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内 閣総理大臣が定める基準により算定した費 用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」と あるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定 利用地域型保育の対象となる特定満3歳以 上保育認定子どもに対するもの及び満3歳 以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号 に規定する満3歳以上保育認定子どもをい う。) に係る第13条第4項第3号ア又はイに 掲げるものを除く。) に要する費用」とする。

- 84 -

今治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和5年8月7日

今治市長 徳永繁樹

「理由」

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)の改正に 伴い、字句の整理をしようとするもの。

- 86 -

今治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

今治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年今治市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

今治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正条項新旧対照表

新日

(保育の内容)

第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の 設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省 令第63号)第35条に規定する内閣総理大臣が 定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に 留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に 応じた保育を提供しなければならない。 (保育の内容)

第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の 設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省 令第63号)第35条に規定する<u>厚生労働大臣</u>が 定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に 留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に 応じた保育を提供しなければならない。

公営企業資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定により、令和4年度決算に係る公営企業の資金不足比率を別冊のとおり監査委員の意見をつけて報告する。

令和5年9月1日提出

今治市長 徳永繁樹

記

1 公営企業資金不足比率

(単位 %)

特別会計の名称	令和4年度	経営健全化基準
今治市水道事業会計		20. 0
今治市簡易水道事業会計	_	
今治市工業用水道事業会計	_	
今治市公共下水道事業会計		

[※]資金不足がない場合「一」と表記している。

2 提出書類

令和4年度 今治市公営企業資金不足比率審査意見書

「参照」

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(抜すい)

(資金不足比率の公表等)

第22条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出 を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委 員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比 率を公表しなければならない。